

## 津山市鉄道駅周辺駐車場等使用料助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 市長は、市内を運行する津山線、因美線及び姫新線（以下「鉄道路線」という。）の利用者の増加並びに利用意識の醸成を図るため、予算の範囲内において、津山市内の鉄道駅周辺に所在する駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料の全部又は一部を助成するものとし、その交付に関しては、津山市補助金交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (助成対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、通勤又は通学のため、津山市内に所在する駅（津山駅を除く。）を起点又は終点として鉄道路線を利用する者
- (2) 鉄道路線の定期乗車券を津山駅で購入した者。ただし、初回の申請時に限り、津山駅以外の駅で購入した者を含む。
- (3) 市内を所在地とする道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車の駐車場を月単位で自らの名義において賃貸借契約し、及び自ら使用する者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象としない。

- (1) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等と認められる者
- (2) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、助成対象者1人につき1月当たり2,000円とする。ただし、使用する駐車場の月額使用料が2,000円を下回る場合は、当該月額使用料とする。

### (助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2 助成対象となる月数は、1人につき12月を限度とする。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、津山市鉄道駅周辺駐車場等使用料助成申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 助成対象であることを確認できる定期乗車券の写し
- (2) 助成対象であることを確認できる駐車場使用料の領収書の写し等
- (3) 鉄道路線を利用することを証明又は誓約する書類
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、津山市鉄道駅周辺駐車場等使用料助成決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 申請時において、交付対象となる駐車場使用料に未納の月がある場合は、その月の使用料の額を除いて算定した額で交付決定する。

(交付金の請求)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、令和4年4月から9月まで（以下「上期」という。）分の請求を令和4年10月までに、令和4年10月から令和5年3月まで（以下「下期」という。）分の請求を令和5年4月までに請求するものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の請求を受けたときは、助成金を速やかに支払うものとする。

2 助成金の支払については、次の表に定めるとおりとする。

	交付対象月	請求月
上期	4, 5, 6, 7, 8, 9月	10月まで
下期	10, 11, 12, 1, 2, 3月	4月まで

(届出)

第9条 第6条の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第10条 助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は交付の決定を取り消し、若しくは既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反する事実があったとき。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

津山市鉄道駅周辺駐車場等使用料助成申請書

年 月 日

津山市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

津山市鉄道駅周辺駐車場等使用料助成事業実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

ふりがな								
鉄道利用者								
定期乗車券 利用区間	駅 ~ 駅							
定期乗車券 種類	通 勤 ・ 通 学							
対象月	上期分	4月	5月	6月	下期分	10月	11月	12月
		7月	8月	9月		1月	2月	3月
<small>※対象となる月を○で囲んでください。                  ※上期と下期の申請は同時にすることはできません。それぞれの申請受付時期に申請してください。</small>								
使用駐車場 (名称,所在地,連絡先)	駐車場等名称又は経営者名称			駐車場所在地				
				駐車場及び経営者連絡先 Tel            -            -				
駐車場使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)							
交付申請額	月額駐車料金 (上限 2,000 円) _____円 × 対象月 _____ヶ月分 (上限 6 ヶ月) = _____円 (上限 12,000 円)							
助成金振込先	金融機関名							
	支店名							
	預金種類	普通・当座	口座番号					
	ふりがな							
	口座名義人							

(裏面につづく)

様式第 1 号（第 5 条関係）

【添付書類】

- ・市内所在駅（津山駅を除く）を起点又は終点とする J R 定期乗車券の写し
- ・領収書等の月極駐車場料金の支払がわかるもの
- ・ J R 定期乗車券を津山駅で購入した証明となるもの  
（購入証明が取得できない場合は【誓約・同意事項】中，(4)にチェックし誓約）

【誓約・同意事項】 各事項にチェックを入れ，署名又は記名・押印

誓約・同意内容	チェック欄
(1) 鉄道の積極的利用を心がけ，マイレール意識の向上に努めることを誓約します。	<input type="checkbox"/>
(2) 本申請に当たり，申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。	<input type="checkbox"/>
(3) 交付要件への該当を審査するため，津山市が必要に応じて西日本旅客鉄道株式会社，使用駐車場事業者・経営者などに，事実確認する必要があることについて同意します。	<input type="checkbox"/>
(4) 本申請にかかる J R 定期乗車券を，確かに購入し期間中利用していることを誓約します。	<input type="checkbox"/>
(5) 助成金受給後，交付要件に該当しないことが判明した場合又はその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合は，助成金を返金することを誓約します。	<input type="checkbox"/>
6) 次の各項目に該当しないことを誓約します。 ア 津山市暴力団排除条例（平成 23 年津山市条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しません。 イ 助成金を暴力団の活動に使用しません。 ウ 助成金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。	<input type="checkbox"/>
(7) (6)に反する場合は，この申請は却下され，助成金の交付の決定を取り消され，又は交付を受けた助成金を返還することを誓約します。	<input type="checkbox"/>

私は、上記「誓約・同意事項」について誓約・同意します。

署名又は記名・押印

①

----- 市記入欄（申請者は記入しないこと） -----

受付日	添付資料 <input type="checkbox"/> 定期乗車券の写し <input type="checkbox"/> 駐車場料金支払の確認書類 <input type="checkbox"/> J R 定期乗車券購入証明又は誓約(4) <input type="checkbox"/> その他（                      ）	助成対象期間 月分    ～    月分
		その他・備考

様

津山市長

津山市鉄道駅周辺駐車場等使用料助成  
決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成については、次のとおり決定したので、津山市鉄道駅周  
辺駐車場等使用料助成事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

- |          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 1 交付決定額  |        | 円      |
| 2 助成確定額  |        | 円      |
| 3 助成対象期間 | 年 月分から | 年 月分まで |

（条件等）

- 津山市補助金等交付規則を遵守すること。
- 補助金予定交付日 年 月 日

